平成２１年（フ）第１４５０号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地六甲アイランドファションマート３Ｓ―05
破産者　株式会社ベルギーインテリア
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６５号
岡山市北区田中164―104　シャンポールながせＣ101号、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町土師1207番地１
破産者　鳥居　良子
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６号
福岡県久留米市草野町草野438番地の１
破産者　有限会社江崎製材所
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６４３号
北海道旭川市南１条通26丁目491番地の42
破産者　有限会社東洗クリーニング
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１号
北海道帯広市西十九条北１丁目６番２号
破産者　みのる車営工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第６９号
岩手県奥州市水沢区羽田町字和田41番地１
破産者　イワト陸運有限会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１１２号
山形市南松原１丁目１番地の21
破産者　有限会社フルカワ工業
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３５号
川崎市麻生区下麻生３丁目27番22―102号
破産者　株式会社エース
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
川崎市幸区中幸町３丁目28番地
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目３番地
破産者　大同工機有限会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５１号
神奈川県横須賀市平作５丁目29番６号
破産者　有限会社葛西商事
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第９９号
富山県高岡市野村206番地の13
破産者　マダムララこと　株式会社ブルーダイヤモンド
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第５５６号
岐阜県美濃市横越319番地
破産者　服部　智敏
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第８６４号
岐阜市加納上本町３丁目23番地
破産者　株式会社オオタ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第２９７号
京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町614番地
破産者　京都商事株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８３４号
京都府宇治市広野町茶屋裏８番地
破産者　共進建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５５号
大阪市西淀川区姫里１丁目22番５号
破産者　白山工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３号
大阪府泉佐野市中庄302番地の４
破産者　松浪総合設備株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
大阪府岸和田市南上町２丁目31番14号
破産者　有限会社アイワコピー商会
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
愛媛県松山市北梅本町821番地
破産者　齊藤　秀司
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１４０５号
名古屋市西区名塚町３丁目１番地　ユニーブル庄内公園506号
破産者　中島　新吾
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２３５号
宮崎県日向市比良町３丁目23番地
破産者　中島　寛人
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部